

技術資料等説明書

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定の締結（土木工事等）に係る公告に基づく協定締結については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年1月19日

2. 協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所長 中元 道男
大分県中津市大字高瀬1851-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測される場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設等の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には参加するものとする。

(2) 基本協定区間

基本協定の締結区間は下記のとおりとする。

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長（九州地方整備局長）等から応援要請があった場合、又は山国川河川事務所長が判断した場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害等の区間も本協定の対象となる場合がある。

(表-1) 基本協定締結区間

河川名		区 間
山国川	左右岸	河口より27.6km
中津川	左右岸	河口から山国川合流点まで1.8km
山移川	左右岸	山国川合流点より6.7km

(3) 協定期間 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定は、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等を総合的に評価し、対象区域別に上位より協定締結業者を決定する。なお、業者毎の河川巡視の区間は基本協定締結時に決定する。

対象区域	本店の所在地	協定締結業者数
大分県域・福岡県域 (0~22k650)	中津市(旧中津市、旧三光村、旧本耶馬溪町)	4程度
大分県域(22k650より上流)	中津市(旧耶馬溪町、旧山国町)	2程度

福岡県域	上毛町、吉富町	1 程度
------	---------	------

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、(4)の対象区域内の協定締結業者の中から技術資料の総合的評価の上位業者より優先に工事請負契約を締結する。

工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

(6) 当該協定に基づき施工業者等と契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C~D)等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 本店の所在地は3.(4)のとおりとする。

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C~D)等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。また、令和7年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。なお、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間 令和6年1月19日（金）から令和6年2月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所
〒871-0026 大分県中津市大字高瀬 1851-2
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課
- ③ 提出方法 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和6年3月7日（木）までに書面にてFAXまたはメールにより通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：令和6年3月13日（水） 17時00分。
- ② 提出場所：上記5. (1) ② に同じ。（電話 0979-24-0571 FAX 0979-24-1985）
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。提出期限内に必着。）により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、山国川河川事務所 流域治水課 建設専門官へ電話で確認すること（不在の場合は管理課 管理係長で可）。

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和6年3月19日（火）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	①様式は「様式-1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事実施体制 [様式-2] [様式-3]	①様式は「様式-2」及び「様式-3」とする。 ②堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材については、令和6年1月19日時点において自社保有のものとする。
(3) 施工実績 (過去5ヶ年度+当該年度における山国川河川事務所発注工事) [様式-4]	① 様式は「様式-4」とする。 ② 対象となる工事は、過去5ヶ年度+当該年度（平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間）に完成または完成予定である山国川河川事務所発注の土木関係工事（一般土木工事及び維持修繕工事）すべてを記載する。また工事成績評定通知を受けているものは通知書の写しを添付すること。但し、堤防除草工事は対象としない。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事成績がある場合は、出資

	<p>比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。</p>
<p>(4) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績</p> <p>[様式-5]</p>	<p>①様式は「様式-5」とする。</p> <p>②対象となる協定は、本技術資料等説明資料3.(2)と同様に河川における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度(令和3年4月1日~令和6年3月31日の間)に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。</p> <p>③なお、河川における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。</p> <p>但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。</p> <p>④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。</p> <p>⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。</p>
<p>(5) 洪水時河川巡視の活動実績</p> <p>[様式-6]</p>	<p>①様式は「様式-6」とする。</p> <p>②対象は、降雨に伴い河川水位が上昇した場合などにおいて、河川区域を実施した河川巡視とし、過去2ヶ年度+当該年度(令和3年4月1日~令和6年3月31日の間)に活動したものとす。</p> <p>③記載に当たっては、河川巡視業務を元請けしているか下請けかについて、「契約形態」の欄に記載すること。</p> <p>④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。</p> <p>⑤実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。</p>

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	
工事実施体制	<p>■工事実施体制 (様式-2・3より評価)</p>	15
	<p>■保有技術者(国家資格等の人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木施工管理技士(一級) ・建設機械施工技士(一級) 	15
施工実績	<p>■施工実績 (様式-4により評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5ヶ年度+当該年度における山国川河川事務所発注の施工実績(一般土木工事及び維持修繕工事) 	10
	<p>■工事成績の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山国川河川事務所発注の過去5ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点 	10

	■工事成績の評価（65点未満） ・九州地方整備局発注の過去1年間＋当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無 （単体、JV両方の工事成績も評価に反映する）	（減点）
--	----------------------------------------------------------------------------------------------	------

評価項目	評価内容	
工事の安全確保	■表彰 ・九州地方整備局発注工事で直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無。	10
	■安全管理の状況 ・過去1年間の死亡事故等の状況	（減点）
防災業務の実績	■災害時応急対策工事等の協定締結の実績 （様式－5により評価） ・河川における過去2ヶ年度＋当該年度における協定等締結の実績	10
洪水時河川巡視の活動実績	■洪水時河川巡視の活動実績 （様式－6により評価） ・過去2ヶ年度＋当該年度における洪水時河川巡視の実績	10

9. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬 1851-2

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

（電話 0979-24-0571 FAX 0979-24-1985）

担当： 流域治水課 建設専門官 華表（内線 401）

管理課 管理係長 川野（内線 332）

ダム管理課 ダム管理係長 宮崎（内線6132）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和6年1月19日（金）から令和6年2月13日（火）まで

②交付方法 山国川河川事務所 HP からダウンロード

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和6年1月19日（金）から令和6年2月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬 1851-2

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課

③提出方法 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

10. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 令和6年1月19日(金)から令和6年2月5日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所 上記5.(1)②に同じ。(電話 0979-24-0571 FAX 0979-24-1985)
- ③ 提出方法: FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、山国川河川事務所 流域治水課 建設専門官へ電話で確認すること。(不在の場合は管理課 管理係長で可。)

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和6年2月9日(金)までに行う。

11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。

その結果は、令和6年3月22日(金)までにFAXまたはメールにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。